

サンプル製造株式会社 引当金
この表について
単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人

項目
基準
注解18の定め
△ 未確認の事項
なぜ移行で件数が多いか
決算日
比較年度の期首
適用初年度の期首
計算の順序
△ 最も多い誤り
経過措置（遡及適用）
単位

シート
01_該当性の判定
02_賞与引当金
03_退職給付引当金（簡便法）
04_貸倒引当金
05_製品保証引当金
06_役員退職慰労引当金
07_残高一覧
08_移行仕訳
09_税効果への引渡
10_重要な判断の記録
11_検算

△ 本表は「数式が閉じていること」
（緑セル）。

の計上

が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白 = Excelの数式 赤 = 未解決

内容

企業会計原則 注解18「引当金について」

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

△ 一次資料で確認した項番は**注解18**（引当金の4要件）と、会計方針の変更に係る企業会計基準第24号の第6項(1)・第7項けである。退職給付の簡便法（企業会計基準第26号・同適用指針第25号）および貸倒引当金（金融商品に関する会計基準）の番は**確認していない（要確認）**。項番を推測で書かないこと。

税務基準で帳簿を作っている会社には引当金がほとんど無い（法人税法が損金算入を認める引当金が限られるため、支給時の用として処理されている）。日本基準の開始貸借対照表を組むと、賞与・退職給付・貸倒・製品保証・役員退職慰労がまとめ立ち上がる。移行で最も件数が多い論点である。

2026年3月31日

2025年4月1日（比較年度の期首）

2026年4月1日（適用初年度の期首＝開始貸借対照表の日）

①注解18の4要件を引当金ごとに判定する（該当しないものは理由を残す）→②見積りの方法を決める（人）→③比較期首と期首の**両方**の残高を計算する→④比較期首の残高を移行仕訳（Dr 繰越利益剰余金／Cr 各引当金）にする→⑤比較年度の動（当期首－比較期首）を比較年度の損益として遡及適用の表へ流す→⑥税効果（差異の所在まで）

△ 最も多い誤りは、比較期首で測った残高だけを開始貸借対照表に載せてしまうことである。引当金には個別の経過措置が無く、会計方針の変更の原則＝遡及適用（第24号第6項(1)）になる。第7項は「比較期首の残高」と「比較年度の損益」の**両方**作り直すことを求めており、比較年度中の変動（本サンプルで36,450千円）を落とすと当期首の残高がその分ずれる。

引当金には個別の経過措置が無いため、企業会計基準第24号 第6項(1)により原則＝遡及適用となる。同第7項により、(1)表示期間より前の累積的影響額を最も古い期間の期首（＝比較期首）の資産・負債・純資産に反映し、(2)表示する過去の各期間（＝比較年度）にはその期間の影響額を反映する。二者択一ではなく両方である。／△ 本サンプルの前提と限界：①各引当金の見積りの基礎（支給見込額・要支給額・実績率・内規）はすべて人が入れる値であり、根拠を残すこと②法定福利費率は事業主負担（健康保険・介護保険・厚生年金・子ども子育て拠出金・労働保険）を丸めた社内レートで、料率は年度ごとに改定される退職給付の簡便法を採れるかどうか（従業員数等の要件）は人が判断する。原則法（退職給付債務の数理計算）を採る場合はキットの計算では出せない④貸倒引当金の債権明細は金銭債権（売掛金・受取手形・電子記録債権・未収入金）を母集団としおり、試算表の売掛金とは一致しない⑤税務上の繰入限度額（法定繰入率・貸倒実績率）および損金算入時期は税理士が確定せる。本キットは差異の所在までを示す。

本バックの金額は全て千円。会社・数値はすべて架空である。

役割

注解18の4要件を引当金ごとに判定する。計上しないと判断したものと理由もここに残す

支給見込額 × 経過月数 / 対象月数 × (1 + 法定福利費率)

簡便法。期末自己都合要支給額－外部積立の額

区分ごとに方法が違う。一般＝実績率／懸念＝財務内容評価法／破産更生＝全額

保証対象売上高 × 保証費用率（過去3年）

内規に基づく期末要支給額（基準報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率）

△ 比較期首・当期首・変動の一覧。各手法シートを参照して積み上げる（手入力しない）

移行仕訳。比較期首の残高を Dr 繰越利益剰余金／Cr 各引当金で立てる

△ 一時差異の**所在**まで。税務上の当てはめ（繰入限度額・損金算入時期）は税理士が行う

重要な判断の記録

検算（数式が閉じるか）と検知（要件未充足・母集団の穴）を分けて置く

しか担保しない。見積りの基礎（支給見込額・要支給額・実績率・内規）が妥当かどうか、注解18の4要件を満たすかどうかは人が判断する

サンプル製造株式会社 引当金の計上
引当金の該当性の判定 — 企業会計原則 注解18の4要件
単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excel

⚠ 4要件を**すべて**満たすときに限り引当金を計上する。1つでも欠ければ計上

ID	引当金	①将来の特定の費用又は損失
P-01	賞与引当金	翌期に支給する賞与および事業主負担の社会保険料等
P-02	退職給付引当金（簡便法）	従業員の退職時に支給する退職一時金
P-03	貸倒引当金（一般債権）	債権の回収不能により将来生じる損失
P-04	貸倒引当金（貸倒懸念債権）	債権の回収不能により将来生じる損失
P-05	貸倒引当金（破産更生債権等）	債権の回収不能により将来生じる損失
P-06	製品保証引当金	無償保証期間中の修理・交換に要する費用
P-07	役員退職慰労引当金	役員の退任時に支給する退職慰労金

△ 「区分」（J列）と「貸借対照表の区分」（K列）は**作った側が明示している

引当金として計上しないと判断したもの	外した理由
修繕引当金（定期修繕・大規模修繕）	△ 債務性が無い（第三者に対する法的な義務ではなく、修繕を行わな
有給休暇引当金（未消化の年次有給休暇）	日本基準には有給休暇に引当金の計上を求める定めが無い。△ IFRS
訴訟損失引当金（係争中の損害賠償請求事件1件）	顧問弁護士の見解では当社の主張が認められる可能性が高く、損失の
PCB廃棄物の処理費用	PCB特措法に基づく処理義務は法令上の義務であり、有形固定資産（PCB特措法の条番号は一次資料で確認していない（要確認）。除去の

【入口の判断】△ 注解18の4要件のうち1つでも欠ければ引当金は計上できない。外した
△ 見積りの方法とその理由（各手法シートの前提）は次のとおり。方法の選択そのものは

ID	見積りの方法	その方法を選んだ理由
P-01	支給見込額 × 支給対象期間のうち経過月数 / 対象月数 × (1 + 法定福利費率)	支給対象期間（12月1日～5月31日の6

P-02	期末自己都合要支給額－外部積立（中小企業退職金共済）の額	従業員数が比較的少なく、退職給付償25号。 **項番は要確認** ）。
P-03	期末債権×貸倒実績率（過去3年平均）	経営状態に重大な問題が生じていない
P-04	（債権額－担保処分見込額）×引当率（財務内容評価法）	経営破綻の状態には至っていないが債
P-05	債権額－担保処分見込額（全額を引き当てる）	経営破綻または実質的に経営破綻に附
P-06	保証対象売上高×保証費用率（過去3年の実績）	無償保証期間中の修理・交換に要する
P-07	内規に基づく期末要支給額（基準報酬月額×在任年数×功績倍率）	役員退職慰労金規程（内規）に支給基

elの数式 赤＝未解決

できない。特に③「発生の可能性が高い」を満たさないものは、偶発債務としての注記の要否を別に判断す

②発生が当期以前の事象に起因	③発生の可能性が高い	④金額を合理的に見積ることができる
支給対象期間のうち当期に属する期間の労働の提供	賞与規程に定めがあり、過去に不支給の実績が無い	支給見込額を業績と規程から合理的に見積ることができる
決算日までの勤務の提供	退職金規程に基づく支給義務があり、支給の可能性が高い	自己都合要支給額として合理的に見積ることができる
決算日までに保有している金銭債権	過去3年の貸倒実績があり、一定割合の発生が見込まれる	貸倒実績率により合理的に見積ることができる
決算日までに債務者の財政状態が悪化した事実	支払遅延が継続しており、回収不能となる可能性が高い	担保処分見込額と債務者の財務内容により合理的に見積ることができる
決算日までに債務者について破産手続開始の申立てがあった事実	回収不能となる可能性が極めて高い	担保処分見込額を控除した残額として合理的に見積ることができる
当期に販売した製品	過去の実績から一定割合の保証費用の発生が見込まれる	過去3年の保証費用率により合理的に見積ることができる
決算日までの役員としての在任	内規に支給基準があり、過去に規程どおり支給した実績がある	内規の算式により期末要支給額を合理的に見積ることができる

る**。名前から推測してはならない。貸倒引当金は名前に「負債」も「資産」も含まないが、**資産の控除項

い選択もできる）。また、資産の価値の減少は減価償却と減損で扱う領域であり、引当金で二重に捉えるこ

（IAS第19号）の短期従業員給付では計上するため、IFRSの資料をそのまま写すと誤る

発生の可能性が高いとはいえない（注解18の③を満たさない）。金額の見積りも困難であるため、引当金で

変圧器・コンデンサ等）の除去に関するものは**資産除去債務として扱う方針**（Y-340=B・2026-09-09 決
対象となる資産の特定と見積りは人が行う。

ものと理由を残すことが網羅性の説明になる。特に「発生の可能性が高い」（③）を満たさないものは、偶発債務とし
は人が決める。

3か月）のうち、決算日までに経過した4か月分（12月～3月）が当期の負担に属する。支給に伴って事業主

債務の数理計算を行う原則法によらず簡便法を採用した。△ 簡便法を採れるかどうかの要件と、外部積立の

債権者に対する債権であり、債権全体を一括して過去の貸倒実績率で見積る。

債務の弁済に重大な問題が生じている債務者に対する債権であり、担保処分見込額を控除した残額に対して[

留まっている債務者に対する債権であり、担保処分見込額を控除した残額の全額を引き当てる。

る費用を、過去3年の保証費用実績を売上高で除した率により見積る。△ 保証の対象とならない売上（商品仕

基準が定められており、過去に規程どおり支給した実績がある。△ 内規が無い、または支給実績が無い場合

する。

4要件を満たす	判断した人	計上科目	区分	貸借対照表の区分
満たす	経理部長（2026年5月20日）	賞与引当金	負債	流動負債
満たす	経理部長（2026年5月20日）	退職給付引当金	負債	固定負債
満たす	経理部長（2026年5月20日）	貸倒引当金	資産	流動資産
満たす	経理部長（2026年5月20日）	貸倒引当金	資産	流動資産
満たす	経理部長（2026年5月20日）	貸倒引当金	資産	流動資産
満たす	経理部長（2026年5月20日）	製品保証引当金	負債	流動負債
満たす	経理部長（取締役会に報告・2026年5月20日）	役員退職慰労引当金	負債	固定負債

項目**（貸方に立つ資産）である。

ことになる。注解18の①②は満たしうるが、当社では引当金として計上しない

ではなく**偶発債務として注記**する

裁）。本キットでは引当金として計上せず、次回の資産除去債務キット更新時に同キットへ追加する。△

ての注記の要否を別に判断する。

が負担する社会保険料・労働保険料も当期の負担であるため、法定福利費率を乗せる。

額を控除できるかは制度の内容によるため、人が判断して記録する（企業会計基準第26号・同適用指針第

回収の可能性を評価して引当率を決める。△ 引当率は人が決める。

士入販売・役務提供）は分母から除く。

は「発生の可能性が高い」といえず、引当金の要件を満たさないことがある。

サンプル製造株式会社 引当金の計上

賞与引当金 — 支給見込額 × 経過月数 / 対象月数 × (1 + 法定福利費率)

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

時点	支給見込額	経過月数	対象月数	経過割合
比較期首（2025年4月1日）	105,000	4	6	66.7%
当期首（開始B/S・2026年4月1日）	112,500	4	6	66.7%
比較年度の変動（当期首－比較期首）				

前提	内容
比較期首の根拠	2025年6月支給予定の賞与の支給見込額105,000（2025年3月時点の見積り）。支給対象期間は2024年12月1日～2025年5月31日の6か月で、決算日までの経過は4か月。法定福利費率20％は事業主負担分（健康保険・介護保険・厚生年金・子ども子育て拠出金・労働保険）を丸めた社内レート（サンプル値。料率は年度ごとに改定される）
当期首の根拠	2026年6月支給予定の賞与の支給見込額112,500（2026年3月時点の見積り）。支給対象期間・経過月数・法定福利費率は比較期首と同じ

- △ 支給に伴う**事業主負担の社会保険料・労働保険料も当期の負担**である。法定福利費を落とすと引当金が過小になる。
- △ 経過割合は「支給対象期間のうち当期に属する月数」で測る。支給日までの月数や在籍月数で測ると当期の負担に属さ

当期負担額	法定福利費率	法定福利費相当額
70,000.00	20.00%	14,000.00
75,000.00	20.00%	15,000.00

料率は年度ごとに改定されるため、社内レートを使う場合はその旨と相違ない部分まで引き当てることになる。

引当金の計上額	
	84,000.00
	90,000.00
	6,000.00

良抛を残すこと。

サンプル製造株式会社 引当金の計上

退職給付引当金（簡便法）－ 期末自己都合要支給額 － 外部積立の額

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

△ 簡便法を採れるかどうか（従業員数等の要件）と、外部積立の額を控除できるかどうかは**人が判断する**。
原適用指針第25号の**項番は確認していない（要確認）**。

時点	期末自己都合要支給額	外部積立（中退共等）	引当金の計上額
比較期首（2025年4月1日）	260,000	100,000	160,000
当期首（開始B/S・2026年4月1日）	285,000	115,000	170,000
比較年度の変動（退職給付費用）			10,000

△ 自己都合要支給額は「決算日現在の在籍者が自己都合で全員退職したと仮定した場合の額」である。会社都合の要支給額を1
△ 外部積立を控除して純額で計上するか、資産として両建てするかは制度の性格による。控除した場合は、制度の内容（従業員

根拠
2025年3月31日現在の在籍従業員が自己都合により全員退職したと仮定した場合の要支給額260,000から、中小企業退職金共済の解約手当金相当額100,000を控除。△ 控除の可否は制度の内容による（要確認）
2026年3月31日現在の要支給額285,000から中退共の解約手当金相当額115,000を控除
比較年度の損益として作り直す分

更うと過大になる。
員に直接支給されるか等）を根拠として残すこと。

サンプル製造株式会社 引当金の計上
貸倒引当金 ― 債権の区分ごとに方法が違う
単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない）

△ 貸倒引当金は**資産の控除項目**である（貸方に立つ資産）。負債で

率の前提	比較期首	当期首
一般債権の 貸倒実績率 （過去3年 平均）	0.50%	0.50%
貸倒懸念債 権の引当率 （財務内容 評価法）	60.00%	60.00%

債権ID	債務者	区分
AR-01	一般債権（得意先 120社の合計）	一般債権
AR-02	サンプル商事株式会社	比較期首：一般債権 ／当期首：貸倒懸念 債権
AR-03	サンプル工業株式会社	破産更生債権等

区分別の集計		
P-03 一般債権（債権額 × 貸倒実績率）		
P-04 貸倒懸念債権（財務内容評価法）		
P-05 破産更生債権等（全額）		
合計（貸倒引当金）		

個別評価の記録（一般債権以外に区分したもの）		
債権ID	区分	そう判定した理由
AR-02	貸倒懸念債権	2025年8月以降、約定
AR-03	破産更生債権等	2024年12月に破産手続

- △ 個別評価の記録は**債権明細（主キー）に在る債権しか指せない**。明細に無
△ 会計上の貸倒実績率と、税務上の**法定繰入率**は別物である。混同すると会
△ 担保処分見込額は引当額を直接左右する。評価の根拠（不動産鑑定・処分事

白 = Excelの数式 赤 = 未解決

はない。区分（一般債権／貸倒懸念債権／破産更生債権等）は**人が判定**し、区分ごとに計算方法が変わる。区

根拠

過去3年の貸倒実績額を対象債権の期末残高で除した率の平均（0.50%）。△ 毎期洗い替える。△ 税務上の法定

財務内容評価法により、担保処分見込額を控除した残額の60%を引き当てる。債務者の直近の財政状態・経営成

適用する方法	債権額（比較期首）	担保処分見込額（比較期首）	引当の基礎（比較期首）
債権額 × 貸倒実績率	1,050,000	0	1,050,000
比較期首：債権額 × 貸倒実績率／当期首：（債権額 − 担保処分見込額） × 引当率	0	0	0
債権額 − 担保処分見込額（全額）	10,000	2,000	8,000

判定した人判定日

期日から60日を超える支払遅延が継続。直近の決算書で債務超過には至っていないが、資金繰り表の提出を求め競開始の申立てがあり、実質的に経営破綻の状態にある

い債権に引当金を計上していないか、明細で一般債権以外に区分した債権に判定の記録があるかを、11_検算の「検知」欄で
計と税務のどちらも誤る。税務上の繰入限度額は税理士が確定させる（09シート）。
列・保証人の資力）を残すこと。

⑤分を誤ると計算方法ごと誤る。

繰入率とは別物であり、混同すると会計と税務のどちらも誤る

繰入および資金繰りを踏まえて人が決めた率（サンプル値）

率	引当額（比較期首）	債権額（当期首）	担保処分見込額（当期首）	引当の基礎（当期首）	率
0.50%	5,250.00	1,180,000	0	1,180,000	0.50%
0.50%	0.00	35,000	10,000	25,000	60.00%
100.00%	8,000.00	10,000	2,000	8,000	100.00%

	引当額（比較期首）				
	5,250.00				
	0.00				
	8,000.00				
	13,250.00				

た結果、返済原資の目途が立っていないことを確認した

を見る。

引当額（当期首）	区分（比較期首）	区分（当期首）
5,900.00	一般債権	一般債権
15,000.00	一般債権	貸倒懸念債権
8,000.00	破産更生債権等	破産更生債権等

引当額（当期首）
5,900.00
15,000.00
8,000.00
28,900.00

--

サンプル製造株式会社 引当金の計上
製品保証引当金 — 保証対象売上高 × 保証費用率

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

時点	保証対象売上高	保証費用率	引当金の計上額
比較期首（2025年4月1日）	5,900,000	0.20%	11,800.00
当期首（開始B/S・2026年4月1日）	6,300,000	0.20%	12,600.00
比較年度の変動			800.00

△ 分母は**保証の対象となる売上高**に限る。保証の対象外（商品仕入販売・役務提供）を含めると引当金が過大に
⚠️ ****有償の延長保証**（保証サービスの販売）は製品保証引当金ではない。収益認識の履行義務として契**

根拠
2025年3月期の保証対象売上高5,900,000（製品売上のみ。商品仕入販売・役務提供は無償保証の対象外のため除く）× 過去3年の保証費用率0.20%
2026年3月期の保証対象売上高6,300,000 × 過去3年の保証費用率0.20%。△ 比較年度の損益計算書の売上高8,420,000には保証対象外の売上が含まれるため、分母は一致しない
比較年度の損益として作り直す分

なる。損益計算書の売上高とは一致しないのが普通であり、一致していない理由を残すこと。

契約負債で処理する。両方に計上すると二重計上になる。

サンプル製造株式会社 引当金の計上
役員退職慰労引当金 ― 内規に基づく期末要支給額

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

⚠️ **内規（役員退職慰労金規程）と、規程どおり支給した実績が無ければ「発生の可能性が高い」（注解18③）と個別に決めている会社では引当金の要件を満たさないことがある。

比較期首（2025年4月1日）				
氏名	役位	基準報酬月額	在任年数	功績倍率
役員A	代表取締役社長	1,200	15	1.50
役員B	専務取締役	1,000	10	1.20
役員C	常務取締役	1,000	5	1.00
合計				
内規の根拠	役員退職慰労金規程（2018年4月1日制定）に基づく2025年3月31日現在の要支給額。職位別			

当期首（開始B/S・2026年4月1日）				
氏名	役位	基準報酬月額	在任年数	功績倍率
役員A	代表取締役社長	1,200	16	1.50
役員B	専務取締役	1,000	11	1.20
役員C	常務取締役	1,000	6	1.00
合計				
内規の根拠	同規程に基づく2026年3月31日現在の要支給額。基準報酬月額・功績倍率に変更は無い			

比較年度の変動				
---------	--	--	--	--

△ 支給には株主総会の決議を要するが、内規と支給実績があれば「発生の可能性が高い」と判断できる。制度を廃止した場合も同様である。

要支給額	備考
27,000.00	
12,000.00	
5,000.00	
44,000.00	

要支給額	備考
28,800.00	
13,200.00	
6,000.00	
48,000.00	
、在任年数が	

4,000.00	在任年数が1年増えた分
-----------------	-------------

よ、廃止時点の打切支給額を未払金等へ振り替

サンプル製造株式会社 引当金の計上
引当金の残高一覧 ― 比較期首・当期首・変動

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

△ 遡及適用は「比較期首の残高」と「比較年度の損益」の**両方**を作り直す（第24号第7項）。比較期首の残高

ID	引当金	計上科目	区分	貸借対照表の区分
P-01	賞与引当金	賞与引当金	負債	流動負債
P-02	退職給付引当金（簡便法）	退職給付引当金	負債	固定負債
P-03	貸倒引当金（一般債権）	貸倒引当金	資産	流動資産
P-04	貸倒引当金（貸倒懸念債権）	貸倒引当金	資産	流動資産
P-05	貸倒引当金（破産更生債権等）	貸倒引当金	資産	流動資産
P-06	製品保証引当金	製品保証引当金	負債	流動負債
P-07	役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金	負債	固定負債
	合計			

計上科目別（貸借対照表に載る単位）	区分	貸借対照表の区分	比較期首	当期首（開始B/S）
賞与引当金	負債	流動負債	84,000.00	90,000.00
退職給付引当金	負債	固定負債	160,000.00	170,000.00
貸倒引当金	資産	流動資産	13,250.00	28,900.00
製品保証引当金	負債	流動負債	11,800.00	12,600.00
役員退職慰労引当金	負債	固定負債	44,000.00	48,000.00
合計			313,050.00	349,500.00

⚠ F列・G列は各手法シートを**参照している**（手入力していない）。手入力にすると、手法シートを直したときに一覧が
△ 貸倒引当金は3区分（P-03～P-05）が1つの科目にまとまる。区分は計算方法の違いであって、貸借対照表の表示単位では

5だけを開始貸借対照表に載せると、変動の分だけ当期首の利益剰余金がずれる。

比較期首	当期首（開始B/S）	変動（比較年度）	損益計算書の科目
84,000.00	90,000.00	6,000.00	賞与引当金繰入額
160,000.00	170,000.00	10,000.00	退職給付費用
5,250.00	5,900.00	650.00	貸倒引当金繰入額
0.00	15,000.00	15,000.00	貸倒引当金繰入額
8,000.00	8,000.00	0.00	貸倒引当金繰入額
11,800.00	12,600.00	800.00	製品保証引当金繰入額
44,000.00	48,000.00	4,000.00	役員退職慰労引当金繰入額
313,050.00	349,500.00	36,450.00	

変動
6,000.00
10,000.00
15,650.00
800.00
4,000.00
36,450.00

置き去りになる。
ない。

サンプル製造株式会社 引当金の計上
移行仕訳 ― 比較期首の累積的影響額

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

△ 時点は「比較期首」・順序は1（認識）である。税務基準では引当金そのものが存在しないため、これは表

ID	時点	科目	区分	貸借	金額
P-01	比較期首	繰越利益剰余金	純資産	Dr	84,000.00
P-01	比較期首	賞与引当金	負債	Cr	84,000.00
P-02	比較期首	繰越利益剰余金	純資産	Dr	160,000.00
P-02	比較期首	退職給付引当金	負債	Cr	160,000.00
P-03	比較期首	繰越利益剰余金	純資産	Dr	5,250.00
P-03	比較期首	貸倒引当金	資産	Cr	5,250.00
P-05	比較期首	繰越利益剰余金	純資産	Dr	8,000.00
P-05	比較期首	貸倒引当金	資産	Cr	8,000.00
P-06	比較期首	繰越利益剰余金	純資産	Dr	11,800.00
P-06	比較期首	製品保証引当金	負債	Cr	11,800.00
P-07	比較期首	繰越利益剰余金	純資産	Dr	44,000.00
P-07	比較期首	役員退職慰労引当金	負債	Cr	44,000.00

検算	差額	判定			
借方合計	313,050.00				
貸方合計	313,050.00				
借方－貸方	0.00	OK			

比較年度の変動（遡及適用の表へ引き渡す分）

△ ここは**比較年度の損益**である。時点は「開始B/S」（当期首の残高に効く）。遡及適用の表が仕訳に変換

ID	損益計算書の科目	貸借	金額	相手科目	相手の区分
P-01	賞与引当金繰入額	Dr	6,000.00	賞与引当金	負債
P-02	退職給付費用	Dr	10,000.00	退職給付引当金	負債
P-03	貸倒引当金繰入額	Dr	650.00	貸倒引当金	資産
P-04	貸倒引当金繰入額	Dr	15,000.00	貸倒引当金	資産
P-06	製品保証引当金繰入額	Dr	800.00	製品保証引当金	負債
P-07	役員退職慰労引当金繰入額	Dr	4,000.00	役員退職慰労引当金	負債
	純額（借方－貸方）		36,450.00		

△ 相手科目とその区分（E列・F列）は**作った側が書いている**。「繰入額だから負債だろう」と推測すると、貸倒引当金

△ 法人税等の行はここに無い。比較年度の変動は**税効果前**で持ち、法人税等は遡及適用の表が税率から1行だけ導出す

示科目の付け替え（組替）ではなく****認識****であり、純資産が動く。

一時差異	説明
—	賞与引当金：比較年度の期首の利益剰余金に加減する
○	流動負債に計上する
—	退職給付引当金（簡便法）：比較年度の期首の利益剰余金に加減する
○	固定負債に計上する
—	貸倒引当金（一般債権）：比較年度の期首の利益剰余金に加減する
○	⚠ 貸倒引当金は **資産の控除項目** （貸方に立つ資産）である。負債ではない
—	貸倒引当金（破産更生債権等）：比較年度の期首の利益剰余金に加減する
○	⚠ 貸倒引当金は **資産の控除項目** （貸方に立つ資産）である。負債ではない
—	製品保証引当金：比較年度の期首の利益剰余金に加減する
○	流動負債に計上する
—	役員退職慰労引当金：比較年度の期首の利益剰余金に加減する
○	固定負債に計上する

喪し、背骨・精算表へ流す。比較期首の分と足して1つにしてはならない（二重計上になる）。

	説明
	賞与引当金：比較期首 → 当期首の増減
	退職給付引当金（簡便法）：比較期首 → 当期首の増減
	貸倒引当金（一般債権）：比較期首 → 当期首の増減
	貸倒引当金（貸倒懸念債権）：比較期首 → 当期首の増減
	製品保証引当金：比較期首 → 当期首の増減
	役員退職慰労引当金：比較期首 → 当期首の増減

金（資産の控除項目）で必ず外す。

る。両方で持つとどちらが正か分からなくなる。

サンプル製造株式会社 引当金の計上

税効果への引渡 ― 差異の所在まで

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解

△ 本シートが示すのは**差異の所在**までである。税務上の当てはめ（繰入限度額・損金算入の可否）は別表五(一)参照

計上科目	区分	会計上の金額（当期首）	税務上の金額
賞与引当金	負債	90,000.00	0
退職給付引当金	負債	170,000.00	0
貸倒引当金	資産	28,900.00	0
製品保証引当金	負債	12,600.00	0
役員退職慰労引当金	負債	48,000.00	0
合計		349,500.00	0
法定実効税率		30.62%	
繰延税金資産（回収可能性の判断前）		107,016.90	

税理士に確認する事項		
貸倒引当金の税務上の繰入限度額		法定繰入率によるか貸倒実績率によるか、対象とすると誤ることがある
賞与引当金の損金算入時期		支給時か、支給額の通知等の要件を満たした事業年度か
退職給付引当金の損金算入時期		退職金は支給時に損金算入される。外部積立の掛金については支給時に損金算入される
解消年度のスケジューリング		繰延税金資産の回収可能性の判断に必要
別表五(一)のどの区分に載せるか		移行差異は利益剰余金の期首に直接入るため別表五(一)の「繰延税金資産」に載せる

引当金の繰入額は、税務上は原則として損金にならない（貸倒引当金は一定の法人に限り繰入限度額まで認められ、貸倒実績率によるか、対象となる債権の範囲）と、賞与引当金・退職給付引当金の損金算入時期は**税理士に確認が必要**

△ 引当金の移行差異は利益剰余金の**期首**に直接入るため、**別表四を通らない**。別表五(一)の「繰延税金資産」に載せる

解決

可否と時期・回収可能性）は税理士が行う。会計士が当てはめまで書くと、誤ったまま申告に使われる。

差異の方向	説明
将来減算	会計上の負債の増加。税務上は負債として認識されない＝将来減算一時差異
将来減算	会計上の負債の増加。税務上は負債として認識されない＝将来減算一時差異
将来減算	△ 資産の控除項目の増加＝会計上の資産が減る。税務上は債権が満額のまま＝将来減算一時差異
将来減算	会計上の負債の増加。税務上は負債として認識されない＝将来減算一時差異
将来減算	会計上の負債の増加。税務上は負債として認識されない＝将来減算一時差異
	全額が将来減算一時差異（繰延税金資産の元）
	△ 回収可能性の判断は税理士が行う
	△ 回収可能性の判断**前**の額である。実際に計上できるかは別に判断する

なる金銭債権の範囲、個別評価金銭債権に該当するかで限度額が変わる。会計上の繰入額をそのまま差異とす

年度か

金の取扱いも別に確認する

四を通らない。区分は申告書の様式に従う

められる）。したがって計上額の全額が将来減算一時差異になる。△ 貸倒引当金の税務上の繰入限度（法定繰入率によるかが確定させる**。本キットは差異の所在を示すに留める。

で調整する（欄は税理士が確定させる）。「損益に立つから別表四を通る」とは限らない。

サンプル製造株式会社 引当金の計上

重要な判断の記録

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excel

論点	採用した扱い
経過措置の選択	遡及適用（比較期首の残高と比較年度の損益の両方を作り直す）
貸倒引当金の貸借対照表上の区分	資産の控除項目（流動資産に貸方で計上）とした
退職給付の計算方法	簡便法（期末自己都合要支給額－外部積立）
外部積立（中退共）の控除	自己都合要支給額から控除して純額で引当金を計上した
修繕引当金・有給休暇引当金を計上しないこと	いずれも計上しない
PCB廃棄物処理費用の扱い	本キットの対象外とし、判定を宿題として残した
税務上の取扱い	差異の所在までを示し、当てはめは行わない

繰上の繰上 繰上 = 未解決

繰上判断した理由
引当金の計上には個別の経過措置が無いため、企業会計基準第24号 第6項(1)により原則の遡及適用となる。第7項は(1)比較期首の残高と(2)比較年度の損益の両方を求めている
貸倒引当金は債権の評価勘定であり、負債ではない
従業員数が比較的少なく、原則法（退職給付債務の数理計算）によらない簡便法の要件を満たすと判断した
中小企業退職金共済からは従業員に直接支給され、当社の支給義務がその範囲で消滅するため
修繕引当金は債務性が無く、資産の価値の減少は減価償却・減損で扱う。有給休暇は日本基準に引当を求める定めが無い法律上の義務であり、有形固定資産の除去に関する義務であれば資産除去債務（企業会計基準第18号）として扱う。引当金と資産除去債務のどちらで捉えるかの判定が要る
繰入限度額（法定繰入率・貸倒実績率）と損金算入時期は税務の当てはめであり、税理士の領分である

他の扱いを採った場合の影響	決裁
△ 比較期首の残高313,050だけを開始貸借対照表に載せると、比較年度中の変動36,450の分だけ当期首の利益剰余金がずれる	
△ 名前から推測して負債に分類すると、資産合計と負債合計の両方が誤る（実測で資産除去債務の区分を名前から推測して貸借が444,693.8千円ずれた事故がある）	
原則法を採る場合、割引率・退職率・昇給率等の基礎率と数理計算が要り、本キットの計算では出せない。△ 要件は企業会計基準第26号・同適用指針第25号による（項番は要確認）	
△ 制度の内容によっては控除できず、資産として両建てする整理もあり得る。人が判断して記録する	
⚠ IFRSの資料を写すと有給休暇引当金を立ててしまう。日本基準の開始貸借対照表としては誤りになる	
△ どちらでも計上しないまま放置すると、法律上の義務が財務諸表に載らない	
△ 会計士が税務の当てはめまで書くと、誤ったまま申告に使われる	

サンプル製造株式会社 引当金の計上
検算と検知

単位：千円 / 黄＝入力 緑＝人が判断する箇所（AIが埋めてはいけない） 白＝Excelの数式 赤＝未解決

⚠️ **検算と検知を混ぜない。** 検算＝数式が閉じるか（0であるべき差）。検知＝要件が満たされてい
検知が残っていれば未完成である。

【検算】確認事項	差額
賞与引当金：02の計上額＝07の残高（比較期首）	0.00
賞与引当金：02の計上額＝07の残高（当期首）	0.00
退職給付引当金：03の計上額＝07の残高（当期首）	0.00
貸倒引当金：04の3区分の合計＝07の3行の合計（当期首）	0.00
貸倒引当金：04の明細の合計＝区分別集計の合計（当期首）	0.00
製品保証引当金：05の計上額＝07の残高（当期首）	0.00
役員退職慰労引当金：06の計上額＝07の残高（当期首）	0.00
07の変動の合計＝08の比較年度の仕訳の合計	0.00
07：比較期首＋変動＝当期首	0.00
08の移行仕訳：借方合計＝貸方合計	0.00
08の移行仕訳の貸方合計＝07の比較期首の合計	0.00
エンジンとの一致：比較期首の合計＝313,050	0.00
エンジンとの一致：当期首の合計＝349,500	0.00
エンジンとの一致：比較年度の変動＝36,450	0.00
エンジンとの一致：貸倒引当金の合計（当期首）＝28,900	0.00
【検算】全体判定	✅ すべてOK

【検知】人が埋めるべき宿題（検算とは別）	件数
検知は0件	0

△ 検知は「差額」では測れない。要件の判断が空のまま残高だけが立っている、個別評価の記録が母集団に無い

- ・各手法の表の合計＝07_残高一覧の該当行（賞与・退職給付・貸倒3区分・製品保証・役員退職慰労）
- ・07_残高一覧の変動（当期首－比較期首）＝比較年度の仕訳の合計
- ・08_移行仕訳の借方合計＝貸方合計
- ・07_残高一覧の合計＝エンジン（src/lib/std/provision.ts）の集計値
- ・△ 貸倒引当金は資産の控除項目として貸方に立っていること（負債に混ざっていないこと）
- ・△ 検知（要件の判断が空・母集団の穴）は検算とは別に見る。差額が0であっても、検知が残っていれば未完

ない・母集団に穴がある（人が埋めるべき宿題）。検算が全部

判定	見るべき箇所
OK	02と07
OK	02と07
OK	03と07
OK	04と07
OK	04
OK	05と07
OK	06と07
OK	07と08
OK	07
OK	08
OK	07と08
OK	07（src/lib/std/provision.ts）
OK	07（src/lib/std/provision.ts）
OK	07（src/lib/std/provision.ts）
OK	04（src/lib/std/provision.ts）
	差額が0であることだけを見ている

内容	なぜ問題か
注解18の4要件の判断がすべて記録され、個別評価の記録と債権明細（主キー）が双方向で一致している	—

債権を指している——いずれも数式は閉じるが、調書としては未完成である。

である